

<p>国立公園</p> <p>瀬戸内海国立公園 瀬戸内海国立公園のうち、福岡県及び大分県にかかる区域。福岡県北九州市の福岡湾地域の地、大分県の福地、国東半島、高嶺山及び高嶺山にかかる火山や海岸地形などが特徴。</p> <p>阿蘇くじゅう国立公園 阿蘇地域は世界最大規模のカルデラ地形。今なお活動を続ける中、広大な草原景観などが特徴。くじゅう地域は多くの山が険しい自然景観や草原景観、草地帯である由布岳や観音岳が特徴。</p> <p>雲仙天草国立公園 雲仙は明治以降避暑地として発展してきた地域で、山岳景観や温泉など、天草地域は有明海や八代湾に浮かぶ大小120の島々などの多島海景観が特徴。</p>	<p>ラムサール条約湿地</p> <p>くじゅう坊ヶツル・タテ原湿原 坊ヶツルは三保山、平池山、天動山に囲まれた湿地帯にある標高100mの湿地。タテ原は三保山西北部に形成された中間湿原で、山岳地では国内最大規模。</p> <p>関牟田池 (いむたけ) 飯塚山の噴火でできた火口湖。広大で安定した湿地生態系が見られ、ベッコウトンボの国内最大規模の生息地。</p> <p>屋久島永田浜 屋久島の北西部に位置する砂浜。北太平洋地域域においては最も高密度にアカウミガメの産卵が見られる。</p> <p>荒尾干潟 有明海東部に位置する国内最大規模の砂干潟。アサリ、アサリコノハ等の産生生物による豊かな干潟生態系が見られ、秋から春にかけてシギ・チドリ類を中心に多くの渡り鳥が飛来する。シチメンソウの国内最大の群生地。</p> <p>寒よか干潟 有明海北部に位置する干潟。冬鳥、産生生物などによる豊かな干潟生態系が見られ、秋から春にかけてシギ・チドリ類を中心に多くの渡り鳥が飛来する。シチメンソウの国内最大の群生地。</p> <p>肥前鹿島干潟 有明海西部に位置する砂干潟。ムツゴロウ、アラカシ、シマアサギなど干潟の産生生物が生息し、秋から春にかけてはシギ・チドリ類を中心に多くの渡り鳥が飛来する。</p>
--	---

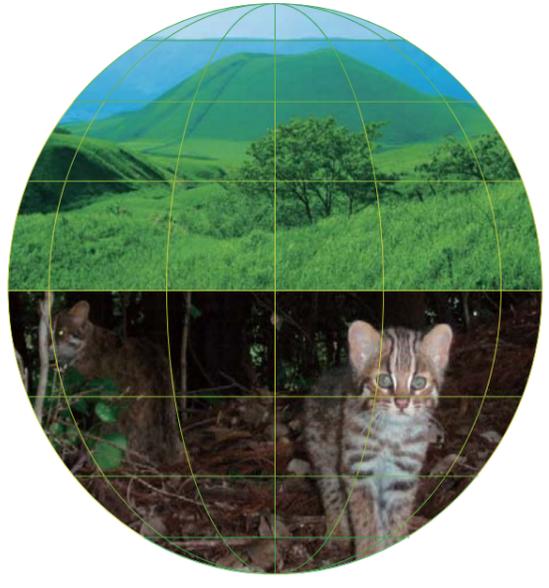
お問い合わせ先

<p>九州地方環境事務所 〒860-0047 熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎B棟4階 URL: http://kyushu.env.go.jp/</p> <p>(総務課) TEL: 096-322-2400 FAX: 096-322-2445 (廃棄物・リサイクル対策課) TEL: 096-322-2410 FAX: 096-322-2446 (環境対策課) TEL: 096-322-2411 FAX: 096-322-2446 (国立公園課) TEL: 096-322-2412 FAX: 096-322-2447 (野生生物課) TEL: 096-322-2413 FAX: 096-322-2447 (自然環境整備課) TEL: 096-322-2412 FAX: 096-322-2447</p>	<p>福岡事務所 〒812-0013 福岡県福岡市東区東区2-11-4 福岡地方合同庁舎1F TEL: 092-437-8851 FAX: 092-481-8465</p> <p>対馬自然保護官事務所 〒817-1603 長門県対馬市上津町佐渡渡道295-5 TEL: 0924-84-5077 FAX: 0924-84-5078</p>
<p>対馬自然保護官事務所 厳原事務所 〒817-1214 長門県対馬市厳原町厳原1240 TEL: 0924-57-0101 FAX: 0924-57-0102</p> <p>佐世保自然保護官事務所 〒854-0004 長門県佐世保市水原町2-1-19 佐世保合同庁舎5F TEL: 0954-42-1222 FAX: 0954-22-0033</p> <p>五島自然保護官事務所 〒813-0011 長門県五島市東町2F TEL: 0959-75-4827 FAX: 0959-72-2852</p>	<p>雲仙自然保護官事務所 〒854-0021 長門県雲仙市雲仙320 TEL: 0957-73-2423 FAX: 0957-73-2587</p> <p>阿蘇くじゅう国立公園管理事務所 〒869-2225 熊本県阿蘇市黒川11180 TEL: 0967-34-0254 FAX: 0967-34-2082</p>
<p>天草自然保護官事務所 〒863-0031 熊本県天草市東町10-2 TEL: 0969-23-8366 FAX: 0969-24-0730</p> <p>くじゅう管理官事務所 〒879-4011 大分県中津市大津町大字町200-2 TEL: 0972-75-2631 FAX: 0972-75-2635</p> <p>えびの自然保護官事務所 〒889-4302 宮崎県えびの市東本1495-5 TEL: 0984-33-1108 FAX: 0984-33-6160</p>	<p>鹿兒島自然保護官事務所 〒890-0068 鹿兒島県鹿児島市東町1-1 TEL: 099-213-1811 FAX: 099-211-2145</p> <p>出水自然保護官事務所 〒896-0008 鹿兒島県出水市北町1000 出水市庁舎4階 TEL: 0996-63-8811 FAX: 0996-63-8877</p> <p>屋久島自然保護官事務所 〒890-4811 鹿兒島県屋久島市東町739-343 TEL: 0997-46-2992 FAX: 0997-46-2977</p>

※沖縄・奄美地区については、那覇自然環境事務所を中心に業務を行っています。詳細については下記にお問い合わせ下さい。
 〒900-0002 沖縄県那覇市横川1丁目15番1号 那覇第一地方合同庁舎1階
 TEL: 098-938-6400 FAX: 098-938-6401

環境省 Ministry of the Environment

九州地方環境事務所 業務概要



九州地方環境事務所管内図

凡例

- 国立公園
- 自然環境保全地域
- 国指定鳥獣保護区
- ラムサール条約湿地

事務所名一覧

- 九州地方環境事務所
- 福岡事務所
- 対馬自然保護官事務所
- 対馬自然保護官事務所 厳原事務所
- 五島自然保護官事務所
- 佐世保自然保護官事務所
- 雲仙自然保護官事務所
- 天草自然保護官事務所
- 阿蘇くじゅう国立公園管理事務所
- くじゅう管理官事務所
- えびの自然保護官事務所
- 鹿兒島自然保護官事務所
- 出水自然保護官事務所
- 屋久島自然保護官事務所

施設名一覧

- 対馬野生動物保護センター
- 九九島ビジターセンター
- 雲仙お山の情報館
- 平仙新山ネイチャーセンター
- 阿蘇阿蘇保全活動センター-基礎学習館
- 南阿蘇ビジターセンター
- 長者原ビジターセンター
- えびのエコミュージアムセンター
- 重富海岸自然ふれあい館
- 屋久島世界遺産センター

※リサイクルマークの取扱い等、ホームページ等にてご説明いたします。この取扱い等、ホームページ等にてご説明いたします。印刷用紙の回収等については、環境省のウェブサイトをご覧ください。平成28年4月1日現在

廃棄物・リサイクル対策

廃棄物・リサイクル対策課

1 循環型社会の構築

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から環境への負荷をできるだけ低減させる循環型社会への転換を目指し、廃棄物の「発生抑制(リデュース:Reduce)」、「再利用(リユース:Reuse)」、「再生利用(リサイクル:Recycle)」という「3R」への取組を進めています。

その一環として、行政機関や市民団体等と協力して3Rをテーマとしたイベント「3R推進九州ブロック大会」を開催し、ごみの減量化・リサイクル推進に関して理解を深めるとともに、身近にできるごみ減量化事例の紹介等を行うなど循環型社会の形成に向けた普及啓発活動に取り組んでいます。



2 廃棄物の輸出入対策

循環資源の適正な輸出入を推進するため、輸出入にあたり、事前に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)や「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(バーゼル法)に基づく規制対象物に該当するか否かについて助言する「事前相談」を行っています。

また、不適正な輸出入が疑われる事案が生じた場合には、税関と協力して立入検査等を行い、必要に応じて輸出入業者へ指導するなど、不法輸出入防止に向けた水際対策を行っています。



3 不法投棄防止の取組

廃棄物の不法投棄や不適正処理の防止、適正処理の推進に向けた取組としては、日頃からの監視活動の強化などにより不法投棄などを発生させない環境づくりを一層進めることが重要であることから、毎年5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、市民、事業者、行政が一体となって、監視や啓発活動等を一斉に実施するなど、廃棄物の不法投棄等の対策を強化しています。

また、大規模な産業廃棄物の不法投棄を防止するためには、早期に発見し、拡大防止に努めることが重要なことから情報を受ける窓口として「不法投棄ホットライン」を開設しています。



◆不法投棄ホットライン
FAX:0120-537(ゴミなし)-381(さんぱい)【ゴミなし産廃】

4 廃棄物の適正処理・リサイクルの推進

廃棄物を広域的に収集することにより効率の良いリサイクルをするための制度「広域認定制度」及び「再生利用認定制度」に関する事前相談を行っています。

また、「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)及び「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」(小型家電リサイクル法)の円滑な施行のため、事業者への立入検査等を行っています。

そのほか、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル)について、特定肥料等を製造する再生利用事業者の審査登録等を行っています。

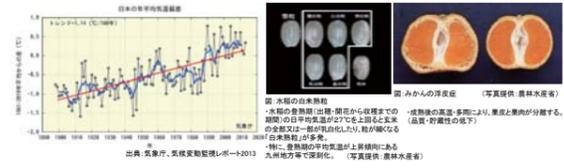
環境保全対策

環境対策課

1 地球温暖化対策

自然環境や人の暮らしに深刻な影響を及ぼす地球温暖化を防止するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体の実行計画の策定支援や、環境月間(6月)を中心とした環境イベントにおいて、気候変動による温暖化の影響、対策について関係機関と連携して普及啓発を行っています。

また、九州・沖縄地方においては、気候変動の影響として、特に、台風の来襲の増加に伴う高潮浸水被害や熱中症の増加が見込まれています。このため、気候変動に適應するための様々な対策(適応策)の検討を進めています。



2 環境教育

地域の環境教育を促進するため、持続可能な開発のための教育(ESD)※の視点を取り入れた環境教育プログラムの作成やESDの普及啓発に取り組んでいます。

※ ESDとは、すべての人々が持続可能な未来の実現に必要な知識、技能、生活態度、価値観を身につけることができる教育・学習を意味します。



3 環境アセスメント

一定の開発事業について、重大な環境影響を未然に防止し、持続可能な社会を構築していく観点から、事業者が行う環境アセスメント(環境影響評価)の審査を行っています。

また、環境アセスメントの円滑な実施のため、地方公共団体や事業者などを対象としたセミナーやシンポジウムを開催しています。



4 環境保全・公害対策

大気、土壌、水質などの各種公害や化学物質による環境汚染などの防止対策を推進しています。また、石綿による健康被害救済制度に関する相談や申請の受付を行っています。

5 環境パートナーシップの推進

持続可能な地域づくりに向けて、国民、行政、NPO、企業などの環境保全活動を支援するため、九州環境パートナーシップオフィス(EPO九州)を民間団体と協働で運営しています。

EPO九州は、九州・沖縄地域において、①環境パートナーシップ(環境問題の解決のため協力して活動に取り組むこと)の形成、②環境教育・ESDの推進、③NPO・行政などの環境活動に関する情報の収集・発信などに取り組んでいます。

EPO九州
〒860-0806 熊本市中央区花畑町4-8 熊本国際交流会館2F
URL: <http://www.epo-kyushu.jp>



自然環境の保全・整備

国立公園課
自然環境整備課

1 国立公園の管理

国立公園とは、我が国を代表する優れた自然風景地を「自然公園法」に基づき指定するもので、九州管内には「瀬戸内海」、「西海」、「雲仙天草」、「阿蘇くじゅう」、「霧島錦江湾」及び「屋久島」の6つの国立公園があります。自然環境や景観を保護するために工作物の新築や動物物の捕獲・採取などの行為を規制するとともに、多くの方々に国立公園の良さを体験していただくために必要な利用施設の整備などにより適正な利用を推進しています。



2 世界自然遺産地域の管理

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)に基づき、平成5年、屋久島が世界自然遺産に登録されました。

亜熱帯から亜高山帯に及ぶ植生の垂直分布がみられるとともに、樹齢数千年のヤクスギをはじめ、多くの固有種や絶滅のおそれのある動物物を含む特異な生態系とすくれた自然景観を有している地域であることから、関係機関等と連携して各種モニタリングや保全のための事業の実施により、適切な保護管理を図っています。



3 自然再生事業の推進

阿蘇を代表する草原景観を保全するため、「自然再生推進法」に基づき、関係行政機関、牧野組合、NPOなどで構成する「阿蘇草原再生協議会」を平成17年に設立しました。同協議会で策定した「阿蘇草原再生全体構想」に基づき、各主体が連携して草原の保全・再生を進める様々な取り組みを推進しています。

環境省では、草原の維持管理を支援するために牧野毎のカルテを作成して各牧野のニーズに合った施設の整備を行っているほか、草原学習の推進や活動拠点施設の整備などを行っています。



4 自然とのふれあいの推進

利用者に国立公園の優れた自然に親しみ環境保全への理解を深めてもらうため、登山道、探勝歩道、トイレ、展望台や、拠点施設となるビジターセンター等の利用施設を整備しています。

ビジターセンターでは、専門知識を持つ解説員を配置したり、パークボランティアと連携しながら多彩なふれあい行事のプログラムを実施しています。

また、小中学生を対象とした「子どもパークレンジャー事業」や、エコツーリズムの普及・定着のための取り組みも行っていきます。



5 自然環境保全地域の管理

豊かな自然環境を有する地域を極力そのまま後世に伝えるため、「自然環境保全法」に基づき、原生自然環境保全地域、または自然環境保全地域を指定しています。九州管内では、「屋久島原生自然環境保全地域」(鹿児島県)、「白髪岳自然環境保全地域」(熊本県)、「稲尾岳自然環境保全地域」(鹿児島県)を指定し、自然環境の適正な保全に努めています。

野生生物の保護管理

野生生物課

1 絶滅のおそれのある野生動植物の保護

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(種の保存法)に基づき、希少野生動植物を指定し、捕獲、譲渡などを禁止しています。ツシヤママコなど特に保護の必要性が高い種については「保護増殖事業計画」を策定し、個体数回復のための取組を行っています。また、管内ではハナシノブの生育環境、ベッコウトンボの生育環境の保護を図るため「生息地等保護区」を指定しています。



2 野生鳥獣の保護

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(鳥獣保護管理法)に基づき、野生鳥獣の捕獲を禁止し、保護繁殖を目的に国指定鳥獣保護区を設置しています。管内には、沖ノ島、和白干潟・多々良川河口、伊奈、舟志ノ内、男女群島、東よか干潟、肥前鹿島干潟、荒尾干潟、枳敷島、出水・高尾野、霧島、草垣島の12箇所があります。



3 ラムサール条約湿地

ラムサール条約とは、正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」と言い、湿地や湿地に生息・生育する動物物の保全と賢明な利用の促進を目的としています。管内では6箇所の干潟や湿地が登録されています。

イランのラムサールで開催された会議で採択されたため、一般的にラムサール条約と呼ばれています。

4 外来生物対策

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(外来生物法)に基づき、生態系、人命や身体、農林水産業などに被害を及ぼすおそれのある動物物113種(H27.3.1現在)が特定外来生物に指定されています。管内では、アライグマ、クハリハリス、オオキンケイギクなどが分布域を拡げ、生態調査や被害防止のための啓発などに取り組んでいます。

